

1. 70歳以上の被保険者・被扶養者の方の自己負担限度額が引き上げられました。

改正前（平成 29 年 7 月まで）

区分	自己負担限度額	
	外来	入院（世帯合算）
現役並み所得者 標準報酬月額 28 万円以上	44,400 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 多数該当 44,400 円
一般所得者 標準報酬月額 26 万円以下	12,000 円	44,400 円

改正後（平成 29 年 8 月より）

区分	自己負担限度額	
	外来	入院（世帯合算）
現役並み所得者 標準報酬月額 28 万円以上	57,600 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 多数該当 44,400 円
一般所得者 標準報酬月額 26 万円以下	14,000 円	57,600 円 多数該当 44,400 円

※これまで一般所得者の区分で入院 44,400 円（多数該当なし）でしたが、57,600 円（多数該当 44,400 円）に変更となります。

2. 65歳以上の被保険者・被扶養者の方が、医療療養病床に入院した時にかかる生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分が引き上げられました。

改正前（平成 29 年 9 月まで）

	対象者	生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い方 （B、C 以外の方）	1 日につき 320 円
B	医療の必要性の高い方※1 （指定難病患者を除く）	1 日につき 0 円
C	指定難病患者※2	1 日につき 0 円

改正後（平成 29 年 10 月より）

	対象者	生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い方 （B、C 以外の方）	1 日につき 370 円
B	医療の必要性の高い方※1 （指定難病患者を除く）	（平成 29 年 10 月 1 日から）1 日につき 200 円 （平成 30 年 4 月 1 日から）1 日につき 370 円
C	指定難病患者※2	1 日につき 0 円

※1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

3. 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直しがされました。

本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる方に対して、被保険者等から健康保険組合に福祉事務所長が交付する証明書を提出することにより、低い基準を適用します。(境界層措置)

(平成 29 年 10 月より)

65 歳以上の医療療養病床に入院する方の境界層該当者

食費	一食	100 円
居住費	居住費	0 円